

介護老人保健施設『松尾リハビリ苑』 運営規程

(趣旨)

第1条 この運営規程は、医療法人社団「桔梗会」の開設する介護老人保健施設「松尾リハビリ苑」(以下「当施設」という。)が介護保険法に基づく介護保健施設サービス及び通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)、短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)(以下、「サービス」という。)を提供するに当たり、人員及び管理運営に関する規程を定め、もって事業の適正運営を図るものとする。

(事業の目的)

第2条 長寿社会に向けての対応を課題として要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)と認定された利用者(以下単に「利用者」という。)に対し、医療ニーズと生活ニーズの両方に応える施設として努力する。

2 病院の入院治療を終えて病状の回復期や安定期にある利用者、また医療ケアの必要から在宅での療養が困難な利用者へ、自立した日常生活を営む事ができるようにするとともに、利用者の居宅における生活の復帰ができるよう適正なサービスを提供する事を目的とする。

(運営の方針)

第3条 当施設は明るく家庭的な雰囲気のもとに、家庭との結びつきを重視し、市町村・居宅介護支援事業者(介護予防居宅介護支援事業者)・居宅サービス(介護予防サービス)事業者・及び他の介護保険施設、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努める。又、地域の諸団体・学生等のボランティア活動を導入し、要介護者等の地域ケアの意識並びにケア技術の向上を図る。

2 利用者の意思及び人格を尊重したサービスの提供に努める。

3 利用者の複雑多様化しているニーズを的確に把握し個々の処遇を高め、心身諸機能の改善を図り、生きがい活動を盛んにする。

4 当施設が生活の場であるという観点から諸行事、催し物等を活発に行い利用者の積極的な参加を求め日常生活の向上を図り、更には家族、地域にも呼びかける。

5 当施設は利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

6 当施設は、サービスを提供するに当たっては介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

7 各サービス事業の運営方針は、次のとおりとする。

(1) 介護保健施設サービス

施設サービス計画書に基づいて、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活の世話をを行うことにより、利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるとともに、その者の家庭復帰の促進を図る。

また、栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態や口腔衛生の管理を計画的に行う。

(2) 短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)

短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)計画に基づいて看護、医学的管理下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより療養生活の質の向上を目

指すとともに、家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援に努める。

(3) 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づいて必要な機能訓練を行うことにより利用者の心身の機能の維持回復を図り、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援に努める。

(職員の職種及び員数)

第4条 各サービス事業の職員の職種及び員数は、次のとおりとする。

職 種	介護老人保健施設 短期入所療養介護 (介護予防短期入所療養介護)		通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリ テーション)		備考 (勤務等の状況)
	常 勤	非常勤	常 勤	非常勤	
施設長	1				医師を兼務
医師	1以上				
薬剤師		0.24以上			
看護職員	6以上				
介護職員	18以上		3以上		介護支援専門員兼務
支援相談員	1以上				
理学療法士 作業療法士		0.7以上		0.3以上	
栄養士又は 管理栄養士	1以上				
介護支援専門員	1以上				介護職員兼務
調理員		5以上			
事務職員	2以上				

※非常勤の員数は、常勤換算後の員数で記入。

(職務の内容)

第5条 職務の内容は次のとおりとする。

- 1 施設長・・・理事長の命を受け施設を代表し、施設の事業を管理して職員を指揮監督する。
- 2 医師・・・常に利用者の病状や心身の状態の把握に努め、又診療は的確な診断をもととし、利用者に対して必要な検査、投薬、処置、注射等を妥当、適切に行う。
- 3 事務長・・・施設長の片腕となり、管理業務に従事する。
- 4 看護師・・・原則として医師の指示により看護の業務に従事する。また、各専門スタッフとの連携をもちながら、リハビリ訓練の指導・介助、生活介護の援助、家族への介護指導等をする。
- 5 介護職員・・・看護師及び各専門スタッフの指示により生活介護全般の業務に従事しリハビリ訓練の介助、家族への介護指導等をする。
- 6 介護支援専門員・・・利用者及び家族の状況に応じた施設サービス計画を作成し、利用者の能力に

応じ自立した日常生活を営めるようにすると共に、居宅における生活への復帰、支援と他事業者・関係機関等との密接な連携及び苦情処理に当たる。

- 7 支援相談員・・・利用者及び家族の処遇上の相談及び生活・行動プログラムの作成、又レクリエーション等の計画・指導とボランティアの指導及び市町村との連携。
- 8 理学・作業療法士・・・運動機能や日常生活動作の改善を中心とした訓練や指導業務に従事する。
- 9 栄養士又は管理栄養士・・・栄養指導、食事相談、献立表の作成、調理の指示業務に従事する。
- 10 調理員・・・調理、集配業務に従事する。
- 11 事務職員・・・事務全般の業務に従事する。
- 12 薬剤師・・・薬剤管理業務に従事する。
- 13 その他職員・・・施設長の命により、施設の目的、運営方針に従いそれぞれの分野の業務に従事する。

(利用定員)

第6条 各サービス事業の定員は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------------------------------|-----|
| (1) 介護老人保健施設・短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護） | 70人 |
| (2) 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション） | 30人 |

(内容及び手続きの説明及び同意)

第7条 サービス提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制その他のサービスの選択に重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得る。

(入所等)

第8条 利用申込者の心身状況及び病状並びにその置かれている環境に照らし看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等が必要であると認められる者を対象にサービスを提供する。

- 2 正当な理由なくサービスの提供を拒まない。
- 3 利用申込者の病状を勘案し、利用申込者に対し必要なサービスを提供することが困難な場合には、適切な病院又は診療所の紹介、居宅介護支援事業者（介護予防居宅介護支援事業者）への連絡、適切な他のサービス事業者を紹介する等の必要な措置を速やかに講じる。
- 4 利用者の心身状況、病状、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討する。（以下「家庭復帰検討会議」という。）
- 5 前項の検討にあたっては、医師、看護・介護職員、支援相談員、介護支援専門員等の間で協議する。

(利用終了)

第9条 利用者は施設に対し、利用終了の意思表示をすることにより、施設サービス計画等にかかわらず利用を終了することができる。

- 2 利用者の利用終了に際しては、その者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、退所後の主治医及び居宅介護支援事業者（介護予防居宅介護支援事業者）に対する情報の提供、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 3 施設は、次に掲げる場合には、利用者及び家族等に説明の上、利用を終了する。
 - (1) 利用者が要介護認定において利用可能でなくなった場合
 - (2) 家庭復帰検討会議で、居宅において生活できると判断された場合、又は、居宅サービス（介護予防サービス）計画に定められた時間・日数を超えた場合。

- (3) 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、施設での適切なサービスの提供が困難と判断された場合。
- (4) 利用者又は家族等が利用料金を2ヶ月以上滞納し、その支払いを催告したにもかかわらず10日間支払われない場合。
- (5) 利用者及びその家族等が事業者や職員又は他の利用者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合。
- (6) その他やむを得ない事情により施設を閉鎖又は縮小する場合。

(要介護認定に係る援助)

第10条 利用の際に要介護認定を受けていない利用申込者については、申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

- 2 要介護認定の更新が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日30日前に行われるよう必要な援助を行う。

(サービス計画書の作成)

第11条 入所については担当する介護支援専門員、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用者及び通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用者については居宅介護支援専門員又は専ら当該サービスに当たる職員（以下「介護支援専門員等」という。）がその有する能力、置かれている環境等の評価を通じて現に抱える問題を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき問題の把握を行う。

- 2 介護支援専門員等は、利用者及びその家族の希望、前項で把握された解決すべき課題並びに医師の診療の方針に基づき、当該利用者に対するサービスの提供に当たる他の職員と協議の上、サービスの目標及びその達成期間、サービスの計画書の内容、サービスを提供する上で留意すべき事項を記載した、入所者に対する施設サービス計画書、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用者に対する短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービス計画書、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用者に対する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画書（以下「施設サービス計画書等」という。）の原案を作成し、利用者に対して説明し、同意を得る。
- 3 既に居宅サービス（介護予防サービス）計画が作成されている場合には、当該計画の内容に沿って施設サービス計画等を作成する。
- 4 介護支援専門員等は、施設サービス計画書等の作成後においても、サービスの提供に当たる他の職員との連携を継続的に行うことにより、施設サービス計画等の実施状況の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画等の変更を行う。
- 5 前項の変更を行う場合は、本条各項の規程を準用する。

(提供サービスの取扱方針)

第12条 施設は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身状況等を踏まえて、その者の療養を妥当適切に行う。

- 2 施設サービス計画書等の作成に当たっては、漫然かつ画一的なものとならないように配慮して行う。
- 3 サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項

について、理解しやすいように指導又は説明を行う。

- 4 サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は心身を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
- 5 自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(診療の方針)

第13条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 診療は、一般に医師として必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断に基づいて、療養上妥当と思われる処置を行う。
- (2) 診療に当たっては常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をあげる事ができるよう努める。
- (3) 常に利用者の病状、心身状況及びその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し適切な指導を行う。
- (4) 検査、投薬、注射、処置等は利用者の病状に照らし妥当適切に行う。
- (5) 特殊な療法又は、新しい療法については、別に厚生労働大臣が定めるもののほか行わない。
- (6) 別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を施用したり処方をしたりしない。

(必要な医療の提供が困難な場合等の措置及び緊急時の対応)

第14条 入所者の病状からみて施設において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めた時は、協力病院その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じる。

- 2 不必要に利用者のために往診を求め、又は利用者を病院若しくは診療所に通院させない。往診又は通院させる場合には、当該病院又は診療所の医師又は歯科医師に対し、当該利用者の診療状況に関する情報の提供を行う。
- 3 利用者が往診を受けた医師若しくは歯科医師又は利用者が通院した病院又は診療所の医師若しくは歯科医師から当該利用者の診療上必要な情報を受けるものとし、その情報により適切な診療を行う。
- 4 利用者の心身状態が急変した場合は、前項に掲げる各号によるほか、利用者及びその家族等が指定する者に対し、緊急に連絡を行う。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第15条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行う。

- 2 利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
- 3 おむつを使用せざるを得ない利用者について、おむつを適切に交換する。
- 4 前各項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、その他日常生活上の介護を適切に行う。
- 5 利用者の負担により、施設の職員以外の者による看護及び介護を受けさせない。

(入浴)

第16条 入所者に対し、週に2回以上、適切な方法により入浴又は清拭する。

(機能訓練)

第 17 条 施設は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを計画的に行う。

(食事の提供)

第 18 条 利用者の食事の提供は栄養並びに心身の状況、病状及び嗜好を考慮する。

2 利用者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂で行うよう努める。

3 食事の時間は概ね以下のとおりとする。

朝 食	8 : 0 0 から
昼 食	1 2 : 1 0 から
夕 食	1 8 : 0 0 から

4 利用者の疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋が発行された場合はそれに基づき適切な特別食を提供する。

(相談及び援助)

第 19 条 常に利用者の心身状況、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言、その他の援助を行う。

(レクリエーション及び家族との交流)

第 20 条 適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努める。

2 常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者と家族との交流等の機会を確保するよう努める。

(送迎サービス)

第 21 条 居宅サービス（介護予防サービス）計画に基づき、送迎を行う。

(利用料その他の費用)

第 22 条 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、その 1 割の額とする。

2 法定代理受領に該当しないサービスを提供した場合に利用者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。

3 前 2 項のほか、利用者が負担することが適当と認められる費用は各サービス別紙のとおりとする。

別紙 1 介護保険施設サービス

別紙 2 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービス

別紙 3 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービス

4 サービスの提供に当たっては、利用者又はその家族に対してサービスの内容・費用について事前に文書で説明した上で、支払いの同意を得る旨の文書に署名（記名押印）を受け取るものとする。

5 法定代理受領に該当しないサービスを受けた場合は、サービス内容及び費用の額その他必要事項を記載した「サービス提供証明書」の交付を行う。

(通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の営業日及び営業時間)

第 23 条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。
ただし、1月1日から1月3日までは除く。
- (2) 営業時間 午前7時30分から午後6時15分までとする。
ただし、利用者が希望し、管理者が必要と認めた場合は、この限りではない。

(通常の事業の実施地域等)

- 第24条 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）における通常の送迎実施地域は、山武市・東金市・横芝光町の横芝地区の区域とする。
- 2 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）における通常の送迎実施は、山武市の松尾地区・成東地区・横芝光町の横芝地区の区域とする。

(日課の励行)

- 第25条 利用者は、施設の日課を励行し、共同生活の秩序を保ち相互の親睦に努める。

(面会)

- 第26条 面会時間は原則として午後2時から午後5時までとする。また、面会者はサービスステーションにある面会簿に必要事項を記入すること。

(外出及び外泊)

- 第27条 利用者が、外出又は外泊を希望する場合は指定の用紙に記入し、施設に提出すること。

(衛生保持)

- 第28条 利用者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のため施設に協力する。

(欠席)

- 第29条 利用者が健康上の理由又は私的な理由等により通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を欠席する場合には、事前に、かつ速やかに施設まで連絡する。

(禁止行為)

- 第30条 利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。
- (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
 - (2) けんか、口論、泥酔、暴力等で他人に迷惑をかけること。
 - (3) 指定した場所以外で火気を用いること。
 - (4) 施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
 - (5) 故意に施設若しくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

(非常災害対策)

- 第31条 当施設の非常災害時における対策は次のとおりとする。
- (1) 防災計画は、訓練の他に消防用設備、建物等の定期的な保守又は自主点検を含むものとする。
 - (2) 少なくとも年2回は、避難、救出その他必要な訓練を行う。（内1回は、夜間想定）
 - (3) 特に夜間、休日等の勤務職員の少ないときの非常事態については、勤務以外の職員についても

召集をかける。

(4) 搬送機材等は担架、ストレッチャー等にこだわらず、マット・敷布・毛布・布団等をも利用し低い姿勢で煙を吸わないよう、吸わせないように搬送することを念頭に入れておく。

2 当施設は、前項(2)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(受給資格の確認)

第32条 サービス提供を求められた場合には、利用申込者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無・有効期間を確認する。

2 被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該意見に配慮してサービスを提供する。

(記録の記載)

第33条 利用者の被保険者証及び健康手帳を有する者に対し、入退所日等必要事項の記載を行う。

(秘密保持)

第34条 管理者及び職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 職員であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を職員でなくなった後にも漏らすことがないように必要な措置を講じておく。

3 居宅介護支援事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得ておく。

(苦情処理)

第35条 利用者からの苦情等に対し、迅速かつ適切に対応するために、相談窓口設置等、必要な措置を講じる。その概要は別紙4のとおりとする。

2 提供したサービスに関し、介護保険法第23条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出や提示の求め、又は当該市町村の職員からの質問や照会に応じ、入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力する。又、市町村から指導又は助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行う。

3 利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第176条第1項第2号規程による調査に協力し、指導又は助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行う。

(事故発生防止及び発生時の対応)

第36条 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。また、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスのために、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針の整備

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制の整備。

(3) 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び従業者に対する定期的な研修

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(入所者に関する市町村への通知)

第37条 施設は、サービスを受けている入所者が次のいずれかに該当する場合は、遅延なく、意見を付してその旨市町村に通知する。

- (1) 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(勤務体制の確保)

第38条 利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務体制を定める。

- 2 施設の職員によってサービスを提供しなければならない。ただし利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。
- 3 職員の資質向上のためにその研修の機会を確保する。

(定員の遵守)

第39条 施設は、災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、定員を超えて入所させることを行わない。

(衛生管理)

第40条 職員の清潔保持及び健康状態について、定期健康診断などの必要な管理を行う。

- 2 当施設の設備及び備品などについて、衛生的な管理に努める。
 - 3 当施設において感染症が発生し、又まん延しないように必要な措置を講じる。また、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止するための体制を整備する。
 - (1) 当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 当施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げるものほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。
- 4 当施設において、月1回「感染症対策委員会」を開催し施設内の感染予防について討議する。

(重要事項の揭示)

第41条 施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示する。

(居宅介護支援事業者（介護予防居宅介護支援事業者）に対する利益供与等の禁止)

第 42 条 居宅介護支援事業者（介護予防居宅介護支援事業者）又はその従業者に対して、要介護被保険者に当施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与することはしない。

2 居宅介護支援事業者（介護予防居宅介護支援事業者）又はその従業者から、当施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受することはない。

（地域との連携）

第 43 条 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

（会計区分）

第 44 条 施設は、サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分し会計管理を行うものとする。

（協力病院）

第 45 条 協力病院は次のとおりとする。

- | | |
|-------------|---|
| 1 協力病院名 | 地方独立行政法人 さんむ医療センター |
| 診療科目 | 内科・循環器内科・呼吸器内科・外科・小児科・産婦人科
整形外科・脳神経外科・耳鼻咽喉科・眼科・泌尿器科等 |
| 所在地 | 千葉県山武市成東 1 6 7 |
| 2 協力歯科医療機関名 | ほりずみ歯科医院 |
| 所在地 | 千葉県山武市柴原 143-5 |

（記録の整備）

第 46 条 職員、施設及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備する。

2 利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結から 2 年間保存する。（ただし、診療録については、医師法第 24 条第 2 項の規定により、5 年間保存する。）

（個人情報の保護）

第 47 条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護法指針に基づき、別紙 5 のとおり定め、適切に取り扱います。

（身体拘束）

第 48 条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、医師がその様態及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

2 当施設は、身体拘束等適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。

- （1）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を、3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- （2）身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- （3）介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(褥瘡対策等)

第 49 条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、その発生を防止するための体制を整備する。

(虐待の防止に関する事項)

第 50 条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

2 当施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通知するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 51 条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に変更する。

3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他)

第 52 条 当施設は、適切なサービスの提供をサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じるものとする。

2 当施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類するものを除く。）に対し認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

3 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、医療法人社団「桔梗会」と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則

この規程は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。

制定	平成 12 年 4 月 1 日
改訂	平成 13 年 1 月 10 日
改訂	平成 14 年 6 月 10 日
改訂	平成 15 年 5 月 2 日
改訂	平成 17 年 10 月 1 日
改訂	平成 18 年 4 月 1 日
改訂	平成 18 年 10 月 1 日
改訂	平成 19 年 4 月 1 日
改訂	平成 19 年 9 月 20 日
改訂	平成 21 年 3 月 1 日
改訂	平成 22 年 3 月 1 日
改訂	平成 23 年 5 月 10 日
改訂	平成 24 年 9 月 1 日
改訂	平成 25 年 10 月 15 日
改訂	平成 27 年 4 月 1 日
改訂	平成 30 年 4 月 1 日
改訂	令和 2 年 4 月 1 日
改訂	令和 3 年 4 月 1 日
改訂	令和 6 年 5 月 1 日
改訂	令和 7 年 8 月 1 日